

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	20	府省庁名	経済産業省										
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()												
要望項目名	償却資産課税の見直し												
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">課税主体</td><td style="padding: 2px;">償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">課税客体</td><td style="padding: 2px;">償却資産</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">納税義務者</td><td style="padding: 2px;">償却資産の所有者</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">評価方式</td><td style="padding: 2px;">旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">税率</td><td style="padding: 2px;">標準税率 1.4%</td></tr> </table> 特例措置の内容 償却資産に係る固定資産税については、国際的にも希な税制であり、企業の投資の阻害要因となっていることから、地方法人課税全体の中で、その廃止を含めた検討が引き続き必要。 			課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）	課税客体	償却資産	納税義務者	償却資産の所有者	評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。	税率	標準税率 1.4%
課税主体	償却資産所在の市町村（東京都23区の区域内は東京都が課税）												
課税客体	償却資産												
納税義務者	償却資産の所有者												
評価方式	旧定率法の減価率により低減。評価額の最低限度（5%）が存在。												
税率	標準税率 1.4%												
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地方税法 第341条、地方税法施行令 第49条 他 </div>												
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (单位：百万円)												
要望理由	<ol style="list-style-type: none"> (1) 政策目的 <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国産業の空洞化とそれに伴う雇用機会の喪失が懸念される中、企業の国際競争力の強化及び国内立地の促進等を図るために、企業の設備投資環境の改善を図ることが急務であり、赤字の中小企業を含め広く設備投資を喚起することが必要である。 ○ このため、国際的に稀で国内における設備投資の阻害要因となっている償却資産に対する固定資産税のあり方を見直すことで、新規の設備投資を促進し、老朽化した設備の入替による生産性の向上や新規立地の増加を図ることにより産業の空洞化に歯止めをかける。 (2) 施策の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業は新規投資を行う際、償却資産に係る固定資産税負担を含めて採算性を判断することとなるが、海外には同様の制度を有する国は少ないとから相対的に国内投資の採算性が低下することとなり、企業の設備投資判断に悪影響を与える。 ○ 国内における設備投資が減少傾向にある中、投資あたりの收益率を改善するとともに、国外から国内へと投資先を変更するための判断要因の一つとして当該措置を実施することは極めて重要である。 												
本要望に 対応する 縮減案	—												

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進 (関連する閣議決定等) ○ 法人税の改革について（平成26年6月27日政府税制調査会取りまとめ）（抄）</p> <p>2. 具体的な改革事項 (8) 地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） ② 改革の方向性 (略) また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。</p>
	政策の達成目標	国内における新規設備投資を促進し、企業の競争力強化、国内の新規立地と事業継続を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化に資する投資・国内立地の促進
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	当該措置の創設により、機械・装置等の償却資産に対する新規の設備投資促進効果が見込まれ、老朽化した設備の入替や新規設備投資の増加が見込まれる。また、設備投資の増加による国内生産の増加や新規の企業立地等により、雇用機会の創出や雇用者所得の増加等を通じた我が国経済の活性化が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望